

事例番号:370073

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 3 日

1:00 陣痛発来にて入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 3 日

9:48- 微弱陣痛にてオキシトシン注射液による陣痛促進開始

12:20 頃- 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈の頻出を認める

14:10 頃- 胎児心拍数陣痛図で遅発一過性徐脈、遷延一過性徐脈を認める

15:35- 胎児機能不全のため子宮底圧迫法を併用し吸引 3 回実施

15:40 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少、遷延一過性徐脈、胎児心拍数基線 80 拍/分台の徐脈を認める

17:07- 微弱陣痛のため子宮底圧迫法 1 回併用し吸引 1 回実施

18:06 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 3 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.70、BE 不明

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 4 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バグゲ・マスク、アドレナリン注射液投与)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症、帽状腱膜下血腫による出血性ショック

(7) 頭部画像所見:

生後 19 日 頭部 MRI で脳室拡大、広範囲の信号異常、脳軟化および散在性の空胞形成を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したと考えられる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫に伴う臍帯血流障害により胎児が低酸素の状態となり、子宮底圧迫法を併用した吸引娩出術により低酸素の状態が急激に進行した可能性があると考えられる。

(3) 娩出後の帽状腱膜下血腫および硬膜下血腫に起因して生じた出血性ショックによる血圧の低下が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 3 日、陣痛発来にて入院時の対応(分娩監視装置装着、内診、超音波断層法実施)は一般的である。

(2) オキシシン注射液による陣痛促進について、適応(微弱陣痛)および妊産婦への

説明と同意の取得方法(書面による説明および同意書取得)は、いずれも一般的である。

- (3) オキシシン注射液の開始時投与量は一般的であるが、14 時 10 分頃の胎児心拍数陣痛図で低酸素状態(遅発一過性徐脈と遷延一過性徐脈の頻発)が認められる状態で 14 時 26 分に 5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシシン注射液 5 単位を溶解したものを 24mL/時間から 36mL/時間に増量したことは一般的ではない。
- (4) オキシシン注射液投与中の分娩監視方法(連続的に分娩監視装置装着)は、一般的である。
- (5) 吸引分娩の適応(胎児機能不全)は一般的であるが、吸引分娩の要約(開始前の児頭下降度)については診療録に記載がないため吸引分娩実施の可否については評価できない。また、それらについて記載がないことは一般的ではない。
- (6) 胎児機能不全のために 15 時 35 分に子宮底圧迫法併用の吸引分娩を選択したことは一般的であるが、15 時 48 分の 3 回目の吸引娩出術で児娩出とはならず、その後に経過観察したことは基準を満たしていない。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 新生児仮死のため A 医療機関 NICU に新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシン注射液)の使用については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と使用方法が望まれる。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」の吸引娩出術の適応と要約および施行時の注意点を確認するとともに、それを順守すること、ならびに実施時の状況と実施内容を診療録に記載することが勧められる。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症新生児仮死が認められた場合には、その原因の

解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。